

市民後見人No.51

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.61)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0003 東京都品川区八潮 5-9-11 区民活動交流施設「こみゆにていぶらぎ八潮」協働推進室内

TEL : 03-5492-7448 (通話専用です／当面、月・火・木曜日の10-16時の間対応します)

FAX : 03-5492-7458 (ファックス専用です／24時間対応できます)

MAIL : info@shimin-kouken.net ホームページ : <http://www.shimin-kouken.net/>

■成年後見制度を担うNPO法人市民後見全国サミット■

本会も活動を報告

3月10日、東京・新宿区内でさわやか福祉財団が開催した「成年後見制度を担うNPO法人市民後見全国サミット」は、参加者が26都道府県から500人を超えた(主催者)そうで、大きな成果を上げました。

本会は、事例報告団体として事務局担当理事の古賀忠壹が、「会の沿革・現状・将来像」と題して発表しました(内容を別紙添付)。また、和久井良一理事長が、パネルディスカッション「市民後見人のあり方について」に、パネラーとして登壇、発言しました。

堀田力さんが基調講演

同財団の堀田力理事長が行った基調講演「市民後見人はNPOで！」は、私たちの活動を考えるうえで示唆に富むものなので、その骨子を紹介します。

長時間にわたる講演で堀田さんは、①「市民後見人になろう」②「市民後見人は、市民後見NPOに所属して活動しよう」③「市民後見NPOを、地域包括支援センターの数だけつくろう」という順に話を進めました。

100万人の市民後見人を！・当面の運動目標

①では、「市民後見人がいなければ、認知症者の大多数の人間性が守れない」とし、「高齢社会で今後も増加する認知症高齢者に対し、職業後見人数が決定的に不足している」「親族は後見人として適格性を欠く例が少なくない」「ボランティアな第三者である市民は純粋に被後見人の立場で発想し熱意をもって被後見人の利益を実現することができる」と言い、「当面、100万人の市民後見人創出を目標」としようと呼びかけました。「被後見人を守るという意識(信念)をしっかりと持っている人」であれば、だれでも後見人は務まり、福祉や法律などの専門知識が必要なときは、専門家の判断を仰げばよい、とも述べました。

そして、「人を幸せにすることは、人間として、最高の生きがい」で、後見活動は、市民後見人自身の生きがいになる、とも指摘しました。

②では、市民後見人が単独で後見業務を行うのは、通常困難だから、市民後見NPOに所属するのが最適と述べ、法人後見の利点を挙げました。

③では、地域包括支援センターとの連携や市民後見NPOの信頼性をチェックする機関が必要、などと話しました。

■「HP作成チーム」員を募集します■

既に会員連絡網で連絡済みですが、曾根清次理事が責任者になり、4月10日(火)14時から「ホームページ作成チーム」をスタートさせます。興味のある会員は、お集まりください。毎週火・水曜日の14時~16時に行うそうです。

(文責・古賀)